

第2節 開発登録簿

2-1 開発登録簿について

【法の規定】(法第46条)

1. 市長は、開発登録簿を調製し、保管しなければならないとなっております。
2. 開発登録簿は、調書及び図面（土地利用計画図）で構成されます。

【解説】

都市計画法では、開発行為（法第29条）を始め、それに関連する建築行為等（法第37条、第41条及び第42条）、用途の変更（法第42条）を規制していますが、このためには、一般の第三者に対して、制限の内容を知らしめ、違反行為の防止を図ると同時に、一般の第三者が土地等の取引に際し、不測の損害を被ることのないようにその保護を図らなければなりません。また、建築基準法による確認に際して、これらの制限に違反して建築等がなされる建築物等を特定行政庁が把握し、さらに特定行政庁がこれらの制限の内容を常時容易かつ正確に知り得るようにする必要があるため、開発登録簿を設けることとなっております。

2-2 開発登録簿の記載事項

【法の規定】(法第47条)

市長は、開発許可をしたときは、当該許可に係る土地について、次の事項を開発登録簿に登録することになります。

1. 開発許可の年月日
2. 予定建築物等の用途（用途地域等の区域内の建築物及び第一種特定工作物は除く）
3. 公共施設の種類、位置及び区域
4. 開発許可の内容（1, 2, 3以外）
5. 法第41条第1項の規定による制限の内容
6. 法第33条第1項第8号ただし書きに該当するときはその旨
7. 法第45条の規定により開発許可に基づく地位を承継した者の住所、氏名
8. 法第36条に基づく完了検査の結果、許可の内容に適合した内容
9. 法第41条第2項ただし書の規定による許可の内容
10. 法第42条第1項ただし書の規定による許可及び第2項の協議成立の内容
11. 法第81条第1項の規定による処分により登録内容に変動が生じた場合の修正
12. 法第35条の2の規定による変更許可等により登録内容に変動が生じた場合の修正

2-3 開発登録簿の閲覧、写しの交付

【法の規定】(法第47条第5項)

市長は、開発登録簿を常に公衆の閲覧に供するよう保管し、かつ、請求があったときは、その写しを交付することになります。

【鹿児島市開発登録簿閲覧規則の規定】

鹿児島市における開発登録簿の閲覧、写しの交付に関する件については、次のとおり「鹿児島市開発登録簿閲覧規則」に定めております。

1. 開発登録簿の閲覧所	建設局都市計画部土地利用調整課
2. 閲覧日	1月4日から12月28日まで（土曜、日曜、祝日を除く）
3. 閲覧時間	午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時15分まで
4. 閲覧の手続き	開発登録簿閲覧簿に必要な事項を記入し、市長の承認を受けてください。
5. 写しの交付手続き	開発登録簿の写し交付申請書を市長に提出してください。
6. 閲覧上の注意	市職員の指示した場所で閲覧してください。 開発登録簿は、閲覧所の外に持ち出してはいけません。

※ 開発許可後は、開発登録簿の閲覧、写しの交付ができます。

※ 写しの交付には、鹿児島市手数料条例により、交付手数料として、用紙1枚につき470円が必要となります。（手数料については、第3章「その他」第3節「手数料」に掲載しています。）

2-4 鹿児島市開発登録簿閲覧規則

○鹿児島市開発登録簿閲覧規則

平成8年3月29日

規則第59号

（趣旨）

第1条 この規則は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条第2項の規定に基づき、鹿児島市開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧所の場所）

第2条 登録簿の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）は、建設局都市計画部土地利用調整課内に置く。

（閲覧日及び閲覧時間等）

第3条 登録簿の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。

(1) 閲覧日 1月4日から12月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 閲覧時間 午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時15分まで

2 市長は、登録簿の整理その他必要があると認めるときは、閲覧の休日を臨時に設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合において、市長は、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

（閲覧等の申出）

第4条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧簿（様式第1）に必要な事項を記入し、市長の承認を受けなければならない。

2 登録簿の写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿の写し交付申請書（様式第2）を、市長に提出しなければならない。

（閲覧上の注意）

第5条 登録簿を閲覧する者は、関係職員から指示された場所で、登録簿を閲覧しなければならない。

2 登録簿は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

（閲覧の停止又は禁止）

第6条 市長は、次の各号の一に該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) 前条の規定に違反した者

(2) 登録簿を汚損し、若しくは破損した者又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

(損傷等の届出)

第7条 閲覧者が誤って登録簿等をき損し、汚損し、又は亡失した場合は、速やかに関係職員に届け出てその指示を受けなければならない。

(閲覧後の点検)

第8条 閲覧者は、登録簿の閲覧を終了したときは、関係職員に届け出てその点検を受けなければならない。

付 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月27日規則第40号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。